

単位の素子が1次元又は2次元に配置している固体の光検出器（電子管を除く。）をいい、電荷の蓄積機能、電子的な走査機能の有無には関係しない。

＜省令9条八号ロ（七）＞に関して、最近の民生用のデジタルカメラ（一眼レフの高級機からコンパクトな普及機を含め）やスマートフォンなどは、連写やビデオ機能を備えており、解像度が1,200万画素を超えているものが多い。これらについては2016年の運用通達改正で、『貨物等省令第9条第八号ロ（七）6中のカメラの被写体追跡データを内部処理して画像情報に注記できる機能を有するもの』の解釈として『スマートフォン、コンパクトデジタルビデオカメラ（ビデオ機能を有するデジタルカメラを含む。）等の民生用のものを除く』が追加され、規制の対象から外れることが明確化された。

概念的に、人工衛星や航空機等飛しょう体からリモートセンシングできるような搭載機器が規制パラメータを超えた場合、規制の対象となる。

《注意事項（Q&A含む）》

カメラの規制は、本号以外にも＜省令1条四十四号＞でも規制されているので、注意が必要である。

▽Q10-3:質問 10の項(4)＜省令9条八号＞で規制されるカメラの部分品とはどのようなものでしょうか。
△A10-3:回答 同号で規制されるカメラの部分品は、同号ロ(六)で規定しているプラグインユニットだけです。
▽Q10-4:質問 民生用に設計、製造、販売しているカメラを軍用船舶に搭載するために改造した場合は、1の項に該当するでしょうか。
△A10-4:回答 民生用の貨物でも軍で使用するために改造すれば、軍用の貨物になります。民生用に設計・製造・販売しているカメラであっても、軍用船舶に搭載するために改造した場合は、軍用船舶の附属品又は部分品として、1の項(8)に該当します。 なお、1の項には軍用(軍用車両、軍用船舶等)という記載がないもの(銃砲・火薬類等)があります。これらは、軍用だけでなく、民生用であっても該当になります。
▽Q10-5:質問 ＜省令9条八号ロ（七）6＞に「カメラの被写体追跡データを内部処理して画像情報に注記できる機能を有するもの」という記載があります。これに対し、GPSを利用し、緯度と経度を画像上に重ねて表示できるカメラがあります。また、任意の文字を画像上に表示することもできます。このカメラは当該項目の機能を有するものとみなされるのでしょうか。
△A10-5:回答 「運用通達(解釈)」において、「カメラの被写体追跡データ」は、次の通り規定されています。地球に対するカメラの視野方向を明らかにするために必要な情報であって、次のイ及びロに該当するものをいう。 イ カメラの視野方向が地球磁場方向に対して作る水平面内の角度 ロ カメラの視野方向と地球の水平面との垂直角度 即ち、緯度、経度や任意の文字を表示できてもイ及びロの角度を表示できなければ、当該項目の機能を有するものではありません。